

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 31 号）		
1	平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 31 号におけるコア資本の額（自己資本比率告示第 37 条の算式における自己資本の額）の計算に当たっては、バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に係る経過措置を適用して算出するとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 33 号）		
2	平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 33 号におけるコア資本の額（自己資本比率告示第 25 条および持株自己資本比率告示第 14 条の算式における自己資本の額）の計算に当たっては、バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に係る経過措置を適用して算出するとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件（平成 14 年金融庁告示第 14 号）		
3	平成 14 年金融庁告示第 14 号におけるコア資本の額（自己資本比率告示第 25 条および持株自己資本比率告示第 14 条の算式における自己資本）の計算に当たっては、バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に係る経過措置を適用して算出するとの理解でよいか。また、旧補完的項目の額のうち、経過措置を適用してバーゼルⅢに基づく自己資本比率規制上のコア資本に算入される部分は、除かれるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。

銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を定める件（平成 20 年金融庁告示第 77 号）

4	平成 20 年金融庁告示第 77 号におけるコア資本の額（持株自己資本比率告示第 14 条の算式における自己資本）の計算に当たっては、バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に係る経過措置を適用して算出するとの理解でよい か。また、旧補完的項目の額（旧持株自己資本比率告示第 18 条）のうち、経過措置を適用してバーゼルⅢに基づく自己資本比率規制上のコア資本に算入される部分は、除かれるとの理解でよい。	貴見のとおりです。
---	---	-----------

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第二項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 40 号）

5	平成 10 年大蔵省・金融監督庁告示第 40 号における「自己資本の額」は、経過措置を考慮しない完全実施ベースの「自己資本の額」との認識でよい か確認したい。	改正告示案が引用しているバーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に係る自己資本の額は、現行に比べて資本の適格要件が厳格化されるなどその額の変動が予想されますが、経過措置を適用してその差を緩和しています。 従って、改正告示案についても、現行の自己資本の額に合わせるため、バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に係る経過措置を適用して算出することとしています。
---	--	--